

広域連合に期待すること

～佐久広域で広域計画策定にかかわって～

竹内達朗（会員、佐久穂町在住・行政書士）

■広域計画策定委員を経験

2015年（平成27年）佐久広域連合広域計画策定委員の委嘱を受けました。そのとき広域連合の在り方について考えたことを述べてみたいと思います。

佐久広域連合は、小諸市・佐久市・北佐久郡の軽井沢町・御代田町・立科町・南佐久郡の小海町・佐久穂町・南牧村・川上村・南相木村・北相木村の2市、5町、4村で構成され、消防、特別養護老人ホーム、火葬場等の事業を担っています。

広域計画策定委員に委嘱されたころ、消防署の組織改編、火葬場の移転、特別養護老人ホームの移転改築など大きな動きがありました。率直のところ、それまで広域連合の事業についてはあまり関心がありませんでした。運営内容や事業所の施設を視察・見学をさせていただき、事業内容をある程度理解できただけでも大きな成果だと思っています。

■佐久穂町での管理栄養士の採用をめぐる

そんな折、佐久穂町では管理栄養士の補充をめぐる募集に対して応募がないという事態がありました。その様子を聞いたときに、広域連合の役割というものを考えてみました。

管理栄養士をはじめ市町村には少人数の専門職があります。特定健診を行う上で管理栄養士がどうしても必要であり現状1名（ないしは2名）という町村における健診事業をはじめ日常業務では不都合が起きているようです。

それだけでなく1名しかいない職種では採用から定年を迎えるまで同じ職場で過ごすことにならざるを得ず、研修などの機会はあるものの職員自身の経験は限られ研鑽を積む機会が制限されています。

■解決策の一つとして

今後の方向として、一部の専門職については広域連合で一括任用として構成市町村内を異動できるようにする、もしくは市町村で採用した専門職を広域連合に派遣して構成する市町村内を異動できるようにするなどのことが考えられます。

不十分ながら平成27年当時このような意見を広域連合に提出しました。市町村間での給与格差や当該業務の必要性の違いなど課題はたくさんあるものの、広域連合の存在する意味からもこうした方向について検討してもらいたいものです。

この地域だけの問題ではなく、全国に共通する問題でもあり、国の政策としても考えてははいかがでしょうか。（たけうち・たつろう）

<4頁にアンケート結果を掲載>

県内市町村広域連合の専門職配置状況

竹内さんの上記投稿記事をヒントに、県内市町村広域連合における専門職の配置状況をアンケート調査しました。ご参照ください。

地制調答申案（抜書き）

→次頁より掲載

第32次地方制度調査会答申案「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（案）」が、6月17日の総会にて提示されました。報道されているように、いわゆる「2040構想」が打ち出した圏域マネジメントの法制化を見送っています。また、広域連携による専門職の確保などについて踏み込み、国の支援を求めています。

答申案のうち「第4 地方公共団体の広域連携」を中心に、次頁にて紹介します。

第32次地制調答申案「抜書き」紹介

「圏域」法制化は見送りつつ、広域連携の推進を強く打ち出す

傘木宏夫（理事、NPO地域づくり工房代表理事）

第32次地方制度調査会答申案について、目次を追いながら、市町村の広域連携に係る部分を中心に抜書きして紹介します。なお、全文は総務省の地制調のページよりダウンロードできます。

目次

前文

第1 基本的な認識

- 1 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題
- 2 新型コロナウイルス感染症のリスク・課題
- 3 目指すべき地方行政の姿

第2 地方行政のデジタル化

- 1 基本的な考え方
- 2 地方行政のデジタル化と国の役割
- 3 取組の方向性

第3 公共私連携

- 1 基本的な考え方
- 2 公共私連携・協働の基盤構築
- 3 共助の担い手の活動基盤の強化

第4 地方公共団体の広域連携

- 1 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供
- 2 都道府県の区域を越えた広域的な課題への対応

第5 地方議会

- 1 基本的な考え方
- 2 議員のなり手不足に対する検討の方向性
- 3 今後の検討の方向性

結び

前文（略）

第1 基本的な認識

1 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題

- (1) 人口構造の変化と課題
 - (2) インフラ・空間に関する変化と課題
 - (3) 技術・社会等の変化と課題
 - ① 技術の進展
 - ② ライフコースや価値観の変化・多様化
 - ③ 大規模災害のリスク
 - (4) 変化・課題の相互の関係
- ##### 2 新型コロナウイルス感染症のリスク・課題
- ##### 3 目指すべき地方行政の姿
- (1) 変化やリスクに適応する地方行政のあり方

(2) 地域の未来像についての議論

「それぞれの市町村において、首長、議会、住民に加え、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会を支える様々な主体がともに、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要である。」

「都道府県においては、市町村の求めに応じ、その整理を支援し、地域の変化・課題の見通しを市町村と共有することが重要である。国においては、各府省の政策に関わるデータ等、「**地域の未来予測**」の整理のために必要となるデータについて情報提供を行う必要がある。また、国・地方を問わずオープンデータの取組を推進することによって、住民や地域社会を支える様々な主体がデータを利活用できるようにすることが必要である。」

第2 地方行政のデジタル化

第3 公共私連携

第4 地方公共団体の広域連携

1 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

(1) 基本的な考え方

「広域連携は、地域の実情に応じ、自主的な取組として行われるものであり、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを市町村が自ら選択することが適当である。」

「合併市町村の状況や課題を適切に把握していくことが必要である。」

(2) 広域連携の課題と対応の方向性

① 事務処理の執行段階における広域連携の手法

「資源や専門人材の共同活用については、地方自治法の事務の共同処理の仕組みや民法上の契約等の更なる活用が期待される。」

「他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての役割分担の合意を明確化しておくことが重要であり、締結や変更には議会の議決を必要とし、

紛争解決の手段が設けられている連携協約の適切な活用も考えられる。」

②事務処理の計画段階における広域連携への着眼

「広域連携の取組については、住民の多様な意見を反映する関係市町村の議会が計画段階から積極的に参画することが重要である。」

③多様な広域連携の取組による生活機能の確保

「今後、定住自立圏・連携中枢都市圏のほか、様々な市町村間の広域連携によって特に地域において必要な生活機能を確保していくことが必要であることを踏まえ、連携により生活機能を確保しようとする際に関係市町村に発生する需要について適切な財政措置を講じる必要がある。」

(3) 定住自立圏・連携中枢都市圏

①現状と特徴

「定住自立圏・連携都市圏の形成については、相当程度進捗した段階にある。」

「国は、地方公共団体による計画作成に関する立法を行う場合には、できる限り共同作成が可能になるようにし、また、可能であることを明らかにすることが適当である。」

④関係市町村の十分な参画を担保する仕組み

（「圏域」の法制化について）「その是非を含めて、関係者と十分な意見調整を図りつつ検討がなされる必要がある。」

(5) 市町村間の広域連携による都道府県からの事務移譲

「市町村間の広域連携の取組の内容の深化にも資するものと考えられ、市町村間で合意されているときは、積極的に移譲を進めるべきである。」

(6) 都道府県による市町村の補完・支援の役割強化

「都道府県は、市町村による「地域の未来予測」の整理の支援等を通じて、地域の変化・課題の見通しを市町村と共有した上で、個々の市町村の規模・能力、市町村間の広域連携の取組の状況に応じて、これまで以上にきめ細やかに補完・支援を行う役割を果たしていくことが必要である。」

(7) 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

「この措置（都道府県等による技術職員の中長期派遣要員を確保する財政措置、令和2年度より）は、水準の高い技術職員を確保・育成するとともに、様々な支援ニーズに弾力的に対処するためには、まとまった規模の技術職員群を形成・運用することが望ましいこと、同時に、大規模災害時の中長期派遣要員

の確保・派遣調整を広域的な視点で行う必要があることから、都道府県を主たる実施主体としつつ、市町村間の広域連携に取り組む市町村もこれに準ずる実施主体としており、積極的な活用が期待される。」

2 都道府県の区域を超えた広域的な課題への対応

第5 地方議会

1 基本的な考え方

(1) 人口減少社会における議会の役割

「今後、議会の機能をより発揮しやすくするためには、各議会において多様な層の住民の参画をより一層促すことが求められており、議会の運営上の工夫を講じることを含め、議会の自主性を発揮していくことが望まれる。」

(2) 投票率の低下、無投票当選の増加

「我が国の民主主義・地方自治の機能不全をもたらすとの危機感をもって、議員のなり手不足に対する検討を進める必要がある。」

2 議員のなり手不足に対する検討の方向性

(1) 議会における多様性の確保

(2) 住民の理解を促進する取組の必要性

(3) 議員のなり手不足に対する当面の対応

①議員の法的位置付け

「議員の位置付けやその職務・職責については、これまで必ずしも法律において明確にされていなかったことから、議員に対するイメージや議員活動に対する期待や評価において、議員と住民との間に乖離が生じているのではないかの指摘がある。」

「議会においても、議会の活動理念や議会における多様性の確保に関する考え方を自ら議論するなど、自主的な取組を通じて、住民に対して広く理解を求めていくことが必要である。」

②議員報酬のあり方

「小規模市町村を中心に政務活動費が支給されていない団体があるが、政務活動費は条例の定めるところにより交付することができることとされていることから、議員の活動の実態を踏まえて、活用を検討することも考えられる。」

③請負禁止の緩和

④立候補環境の整備

3 今後の検討の方向性

結び

「資源制約等に的確に対応できるようデザインし直す好機と捉える視点が重要である。」

県内市町村広域連合における専門職の配置状況

県内の市町村広域連合において、専門（技術）職の配置状況をアンケートにより調べた。アンケート票を6月8日にE-Mailで発送し、同18日までに全ての広域連合から回答をいただいた。当方の認識不足により、国家公務員の専門職区分を基に調査票を作成したため、回答しにくかったとのご指摘もあったが、表の備考欄のように在職している専門職種についての情報提供をいただいた。

表をみると、県内の広域連合における専門職の配置状況は一様ではない。人口規模や取扱い業務数の違いによるものもあると思われるが、広域連合に求めている機能の違いも伺い知ることができるかもしれない。地制調の答申案を踏まえて、実態把握を進めたい課題である。

表：長野県内市町村広域連合における専門職の状況（2019年度）

広域名	資格把握	種別人数				備考 (回答紙に情報提供のあった資格)
		消防	介護・栄養	看護	土木	
北アルプス	有	93	22	—	3	看護師・管理栄養士・介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員・調理師・救急救命士・一級土木施工管理技術士・一級造園施工管理技術士
松本	有	394	—	—	—	救急救命士
北信	有	—	13	8	—	看護師・管理栄養士・栄養士
長野	有	—	259	43	—	介護福祉士
上田	有	201	13	7	—	看護師・介護支援専門員・救急救命士
佐久	有	—	4	8	—	看護師・栄養士・社会福祉士・介護福祉士
諏訪	有	96	36	—	—	介護福祉士・社会福祉士・栄養士・救急救命士
上伊那	有	88	—	—	6	救急救命士・土木施工管理技術士
木曾	有	68	21	2	—	看護師・栄養士・社会福祉士・介護福祉士
南信州	無	217	—	—	—	

作成：中村正樹（NPO地域づくり工房）

多摩研「議員の学校」第40回記念
第2次大戦終結75周年記念
地方自治を真ん中に
憲法の全条文を読む

※予告※

日時 2020年8月18日（火）～20日（木）
場所 茅野市市民活動センター「ゆいわーく茅野」
主催 NPO法人多摩住民自治研究所

<協力 長野県住民と自治研究所、山梨地方自治研究所>

参加費 （ ）内は1日のみの参加費

◆市議、県議等：30,000円（11,000円）

◆長野県・山梨県の市議：20,000円（7,000円）

◆町村議員、東日本大震災被災地（岩手県、宮城県、福島県）、会員（多摩住民自治研究所、長野住民と自治研究所、山梨地方自治研究所）

10,000円（3,500円）

<本研究所有会員は特別価格で参加できます！>

長野県住民と自治研究所

2020年度総会は書面にて開催

COVID-19の状況を勘案して、次号（7月&8月合併号）にて議案を送付しますので、往復はがきにて採決をお願いいたします。よろしくお申し込み申し上げます。

事務局

投稿をお待ちしています

研究所だより 第160号

発行日：2020年6月22日

発行者：長野県住民と自治研究所（担当：傘木宏夫）

事務局：NPO地域づくり工房

長野県大町市仁科町3302（〒398-0002）

Tel&Fax.0261-22-7601 E-Mail:jitiken@omachi.org

郵便振替口座 00570-1-80805 長野県住民と自治研究所

